

搭載用として納入する契約物品の契約不適合に関する特殊条項

契約物品の契約不適合に係る修補（良品との取替え及び数量の不足の場合における数量の追加を含む。）若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、
の規定にかかわらず、
当該契約物品を搭載した
の納入の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合には、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、
当該契約物品を納入の日から2年以内に搭載して納入することができないこととなった場合には、乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合を除き、当該契約物品の納入の日から2年以内に発しなければならない。

※ この特殊条項は、契約不適合期間について別に定める特殊条項を適用することとされている装備品を除き適用する。

注 適用する場合には、※印以下は記載しないこと。